

## 「戸田市個人情報保護条例の一部改正（案）」についての意見募集

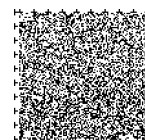
戸田市では、平成11年に「戸田市個人情報保護条例」を制定し、市の機関が保有する個人情報の適正な取扱いに努めてきたところです。

今般、戸田市の個人情報保護制度の更なる充実を図るため「戸田市個人情報保護条例」の一部改正を行いたいと考えておりますので、下記により皆様の御意見を募集いたします。

### 記

- 1 意見募集期間  
平成19年4月2日（月）から平成19年4月27日（金）まで
- 2 改正案の概要  
市のホームページ (<http://www.city.toda.saitama.jp/>)、庶務課（市役所3階27番窓口）、市政情報室、各福祉センター及び笹目コミュニティセンターで御覧いただけます。
- 3 関係資料  
別紙のとおりです。
- 4 意見の提出先  
戸田市 総務部 庶務課  
〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1  
電話 048-441-1800（内線363）  
Fax 048-433-2200  
e-mail : [syomu@city.toda.saitama.jp](mailto:syomu@city.toda.saitama.jp)
- 5 意見提出の際の留意事項  
提出に当たって使用する言語は日本語でお願いいたします。  
提出に当たっては、提出される方の住所・氏名（法人の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先）を明記してください。住所・氏名が明記されていない場合は、提出意見として取り扱わない場合もあります。
- 6 提出された意見の公表  
提出いただいた意見については、それに対する市の考え方を付して、内容を公開することを予定しています。
- 7 問い合わせ  
戸田市 総務部 庶務課  
電話 048-441-1800（内線363）

以上



## 「戸田市個人情報保護条例の一部改正」(案)の内容

### ＜改正の背景＞

「戸田市個人情報保護条例（以下「条例」という。）」は、平成11年8月1日に施行された後、情報の電子化、ネットワーク化の進展、行政機関個人情報保護法に合わせた罰則の強化等、高度情報通信社会の進展に伴う個人情報の保護等に対応できるよう、条例の一部改正を行い平成18年4月1日に施行いたしました。

その後、指定管理者制度の導入後の問題や多様化する雇用形態に対応するため、条例の一部改正が必要となりました。

### ＜改正の理由と方向性＞

社会環境に対応する簡素で効率的な行政運営を推進する中、個人情報の不適切な取扱いにより発生する個人の権利利益の侵害を防止し、高度情報通信社会の進展に伴う個人情報の保護に対応できるよう、「戸田市個人情報保護条例」を一部改正することとします。

### ＜主な改正内容＞

#### （１）指定管理者の責務

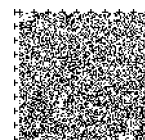
現行の条例では、実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、当該受託業務における個人情報保護の責務を規定しています。先の条例の一部改正において、指定管理者については、その指定が実施機関から業務を受託する事業者のような契約関係に基づくものでなく、行政処分によるものであるとの考えから、条例上は受託者と同様の規定にはなっておりません。

しかし、指定管理者においても、公の施設の管理を通じて保有個人情報を管理する必要性が生じているため、取得した個人情報の取扱いだけでなく、市の保有個人情報の取扱いに対して、受託者と同様の責務が必要となっていることから、条例に指定管理者の責務を規定します。

#### （２）派遣労働者の責務

市では、社会環境に対応する簡素で効率的な行政運営を推進する中、多様化する雇用形態へ対応するため、労働者派遣法第26条に規定する労働者派遣契約に基づく、派遣労働者に働いていただいております。

そこで、派遣労働者が、保有個人情報を取り扱う場合も考えられることから、派遣労働者についても、職員と同様に個人情報保護の責務を明記する必要があることから、条例に派遣労働者の責務を規定します。



**(3) 罰 則**

上記の改正に基づき、実施機関の職員や受託者に加え、指定管理者及び派遣労働者も罰則の対象に含めるよう規定します。

**(4) 文言の整理**

用語の意義の整理及び所要の字句の修正等を行います。

**<改正する時期>**

平成19年6月に開催される予定の定例会市議会に提案いたします。  
施行期日は、平成19年7月1日といたします。

